

<趣旨>

現行の第12次鳥獣保護事業計画が令和3年度で終了するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第3条の規定に基づき環境大臣が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（基本指針）」に即し、同法第4条の規定に基づき、第13次鳥獣保護管理事業計画を策定する。

第一 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(5年間)

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

- (1) 既指定区域の存続期間更新：23箇所 12,884ha
- (2) 既指定区域の指定解除：2箇所 1,569ha
- (3) 既指定区域の区域縮小：1箇所 215ha

※狩猟鳥獣捕獲禁止区域へ移行

	第12次終了時	第13次計画期間中の増減		第13次終了時
		期間更新	解除・縮小	
箇所数	42箇所	23箇所	△3箇所	40箇所
面積	20,158ha	12,884ha	△1,784ha	18,374ha

2 特別保護地区の指定

既指定区域の再指定：4箇所 279ha（期間：10年）

	第12次終了時	第13次終了時	増減
箇所数	7箇所	7箇所	0
面積	446ha	446ha	0

3 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の設定

既設鳥獣保護区のうち、イノシシ又はニホンジカの農林業被害が発生している鳥獣保護区の指定を一時的に解除し、イノシシとニホンジカのみ狩猟が可能な区域に設定し、鳥獣の保護と捕獲の促進・被害軽減の両立を図る。

新規：3箇所 1,784ha（期間：5年）

再指定：5箇所 8,757ha（期間：5年）

4 休猟区の指定

新規：1箇所 1,673ha（期間：3年）

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

トキ及びライチョウの飼育・繁殖に取り組むほか、引き続きキジの放鳥を行う。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

農林業者が自らの事業地内において、農林業被害の防止の目的で小型の箱わな若しくは、つき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の小型の鳥獣を捕獲する場合等、狩猟免許を有さない者に対する捕獲許可の拡大等。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域（銃器）の指定

既指定区域の再指定：36箇所 11,080ha

	第12次終了時	第13次計画期間中の増減		第13次終了時
		再指定	新規	
箇所数	66箇所	36箇所	1箇所	67箇所
面積	23,442ha	11,080ha	68ha	23,510ha

第六 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する事項

特に保護すべき鳥獣がある場合、保護計画を作成できる。

第七 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ各管理計画の作成について記載。

第八 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

ガンカモ科鳥類等の生息状況調査や鳥獣保護区等の指定効果調査を実施し、効果的な保護対策に資するものとする。

第九 鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項

鳥獣行政に携わる職員や鳥獣保護管理員を育成するため、研修等の実施により専門的知識の向上を図り、保護管理の体制の充実に努める。

第十 その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項

1 感染症等への対応

野生鳥獣に人獣共通又は家畜に影響の大きい感染症が発生した場合に備えて、関係部局と連携したサーベイランス等を実施し、情報共有を行う。また、国及び県内の関係機関との連絡体制を整備しておく。

高病原性鳥インフルエンザについては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、家畜衛生部局等と連携しつつ適切な調査に努める。

野鳥の生息状況の把握、野鳥サーベイランス及び緊急調査等を人材の育成、確保に努め、野鳥との関わり方等について、住民への情報提供や普及啓発等を適切に実施する。

2 普及啓発

愛鳥週間行事や愛鳥モデル校の指定等を通じ、自然保護及び鳥獣保護への関心を高める。